

射撃競技用けん銃及び空気けん銃の所持許可の期間を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月15日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

埼玉県公安委員会規則第5号

射撃競技用けん銃及び空気けん銃の所持許可の期間を定める規則の一部を改正する規則

射撃競技用けん銃及び空気けん銃の所持許可の期間を定める規則（昭和53年埼玉県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

射撃競技用拳銃及び空気拳銃の所持許可の期間を定める規則

附 則

この規則は、令和4年3月15日から施行する。